

(受学管 6 - 2)

南宇治中学校配膳室設置工事

現場説明書

宇治市

1. 工事関係車両の駐車場について（図A-30 参照）

工事期間中の工事関係車両の駐車は、当該敷地内の指定場所とするが、詳細は学校と協議を行い決定し、不足分については受注者の責任において他に確保する。維持管理についても受注者が責任を持って行う。

2. 仮設工事について（図A-30 参照）

仮囲い、養生、工事用駐車場の設置、維持管理は受注者にて行い、工事完成時は受注者にて原状復旧する。

なお、搬入等車両の通行が多い日は、事前に監督職員に報告する。

3. 交通誘導警備員について

工事期間中の交通誘導警備員については、常時 1 名を常駐配備し、各工程時に際して大型重機類または多量の資材を搬入出する場合、あるいは監督職員が指示する場合は、同職員の指示する箇所に受注者にて交通誘導警備員を配備する。

4. 工事用水・電力について

本工事に必要な工事用電力、工事用水は既存の施設を利用することができる。なお、当該施設を利用する場合は、当該施設運営管理等に支障をきたさぬよう節電、節水に努める。

A. 本工事に必要な仮設配線、用水配管は受注者の負担とする。

B. 工事用電力を既存施設から利用する場合は、電灯・動力とも余裕電気容量が少ないため、監督職員と十分に協議して仮設電気容量を決める。

なお、電気溶接機等の消費電力が大きい機器類は既存施設から利用しない。

C. 仮設分電盤内に漏電遮断器を取り付けて事故の防止に努める。

D. 既設コンセントより電動工具類を使用する場合は、漏電遮断器付コードリールまたは、漏電遮断器を通して使用する。

5. 工事着手日について

契約後速やかに学校管理課、学校及び監督職員等と工事工程、施工方法などについて十分協議を行い、了承を得た上で現場着手をするが、工事場所は学校の昇降口となっていることから現場着手日は7月20日以降とする。

また、昇降口は8月26日より利用可能となるように工事計画すること。

なお、事前の調査は施設の運営上支障のない範囲で契約後可とする。

6. 作業時間について

本工事は児童等の安全に十分気を付けて、授業等学校の運営上支障のない範囲での作業とする。騒音・振動等を伴う作業は授業終了後とする。

作業時間は原則として午前8:45から午後5:30迄とし、日曜・祝日の作業は行わない。ただし、継続作業等でやむを得ず作業を延長する場合及び騒音が出ない作業等を日曜・祝日に行う場合については、事前に監督職員と協議する。

## 7. 夏休み期間について

夏休み期間は7月20日～8月26日であるが、休み期間中も学校開放、クラブ活動等により、職員のほか生徒等が来校するので安全には十分注意する。

## 8. 主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間について

### ①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知する。

### ②検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日を、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修または改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

## 9. 石綿事前調査結果の報告について

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき実施する建築物や工作物の解体・改修工事における石綿含有の事前調査について労働基準監督署及び京都府（山城北保健所）に事前調査の結果を報告する。

## 10. 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（受注者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があるため、（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条の2第8項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請負人等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任する。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（受注者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請負人との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出する。

- ・ 受注者と下請負人との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・ 受注者と下請負人との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が受注者に帰することが明確にされている。

- ・ 上記業務内容について受注者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できる。  
また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出する。

## 1 1. 建設副産物の取扱い

### 1) 再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 2) 受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

### 3) 再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「3) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

#### 6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

#### 7) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

#### 8) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

#### 9) 運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

### 12. その他

#### ①禁煙について

敷地内については禁煙とする。

#### ②ホルムアルデヒド等の放散量の測定について

「学校環境衛生基準」により、工事着工前及び工事完成時において、配膳室における空間のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンの濃度を測定し分析結果を監督職員に提出する(検査方法・定基準とも「学校環境衛生基準」(平成21年4月1日施行)による)。

分析機関・測定器具については、国土交通省住宅局「ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ採取機器(サンプラー)一覧表(学校用)」による。(平成21年4月1日改訂版)